

	ハッピーヒルズの対応	国・県・岩波の動向等	入居者・職員のワクチン接種等の状況
R 4 年 4 月	1日 島内での感染者が増加傾向にあり、面会を中止(全面禁止)とする。	1日 ~30日、再び、島内県内及び全国的に感染者が増加。278例~485例、計208名 20日 県内の感染段階レベルを2-I「警戒警報」に引き上げ 29日 ~島内、1介護事業所にて新型コロナウイルス感染者発症の報告	※職員順次、各自にて、自主的に予約接種。
R 4 年 5 月	18日 新型コロナウイルス感染症対策会議開催(面会制限の緩和、職員行動指針について見直し検討) ※5月20日から面会制限緩和を決定 ◇島内在住の方の面会制限事項 ※注意事項あり ・面会時間 : 8:00~20:00(うち30分以内) ・面会場所: 居室 ・面会者人数: 同時に2名まで ◇島外者、島外にへの外出、島外者との接触があった方 ※注意事項あり ・面会時間 : 8:00~20:00(うち15分以内) ・面会場所: 居室(フェイスシールド着用) ・面会者人数: 同時に2名まで ※面会前に抗原検査実施し陰性が確認された方のみ(事前に面会予約を●)	4日 ~島内、1介護事業所にて新型コロナウイルス感染者発症の報告。クラスター認定 18日 ~島内1医療機関にて新型コロナウイルス感染者発症の報告。	18日 岩波市より、新型コロナウイルスワクチン接種4回目接種対象者(入居者)の調査、対象者リスト提出依頼及び実施日の意向について依頼 —入居者リスト作成し、対象者ご家族へ同意書発送
R 4 年 6 月	16日 岩波市新型コロナウイルス感染症介護サービス相互支援ネットワーク協定への登録申請	2日 岩波市新型コロナウイルス感染症介護サービス相互支援ネットワーク説明会(施設長、看護師長、事務長、出席) 9日 県内の感染段階レベルを1「注意報」に引き下げ 24日 ~島内1医療機関にて新型コロナウイルス感染者発症の報告。クラスター認定 31日 ~島内、1介護事業所にて新型コロナウイルス感染者発症の報告。	1日 岩波市より、新型コロナウイルスワクチン接種4回目接種対象者(従事者)の調査、リスト提出依頼 24日 (水)入居者42名、職員3名、実施。 主治医:久原医院、協力医療機関:医師会より派遣 他の職員は個々にて順次自主的に予約し接種
R 4 年 7 月	24日 新型コロナウイルス感染症対策会議開催(面会制限の緩和、職員行動指針について見直し検討) ※8月1日から面会制限緩和を決定 26日 新型コロナウイルス感染症対策会議開催(面会制限について) ※島内での感染者が増加傾向にあり、面会を中止(8/1より、全面禁止)とする。	1日 ~島内、1介護事業所、1介護施設にて新型コロナウイルス感染者発症の報告。 13日 県内の感染段階レベルを2-I「警戒警報」に引き上げ。新規感染者が増加傾向、同時に病床利用率は増加傾向で推移恐れあり。 20日 県より、新たな感染拡大による高齢者施設の施設内療養への対応について、依頼文書受理 21日 県内の感染段階レベルを2-II「特別警戒警報」に引き上げ 新型コロナウイルス感染症対策関係者検討会(岩波保健所主催) ・感染拡大第6波について(検証) ・市内高齢者施設等における療養体制について報告 22日 国より、濃厚接触者の自宅療養期間・基準の見直しが通達される。 「最終接触日を0日とし、5日間とする」 介護従事者等は、2日目3日目に抗原検査し陰性が確認できれば解除 26日 市より、第6波感染拡大及び終息後、今後における施設内療養対応への体制整備について協力依頼及び報告書の提出依頼 28日 国により、感染段階対応の目安(レベル)の改定。 ※レベル3以降のレベル判断にあたっては、病床利用率や一般診療、福祉サービスへの影響等を踏まえ、総合的かつ慎重な判断が必要とする。	※職員順次、各自にて、自主的に予約接種。
R 4 年 8 月	1日 島内での感染者が増加傾向(第7波)にあり、面会を中止。 ※ 新型コロナウイルス感染拡大、医療体制のひっ迫に伴い、施設で感染者が出た場合、軽症及び無症状者の施設内療養対応を行う事を決定。(家族等への通知) 20日 ショートステイ利用者2名、新型コロナウイルス感染者と確認。 翌日 同利用者1名、新型コロナウイルス感染者確認。 施設内療養体制開始(ショートステイ棟をゾーン※利用者6名内感染者3名) 期間内利用受入中 ※上記対応職員他、施設職員の感染者及び濃厚接触者、延べ9名、宿直者2名	1日 ~島内、8介護事業所、2介護施設にて新型コロナウイルス感染者発症の報告。 ※7月末より、全国的に再び爆発的な感染が始まる。(第7波と認定) 7/23全国で20万人を突破。8/19全国で26万943人の感染が確認。(過去最多を更新)	※職員順次、各自にて、自主的に予約接種。
R 4 年 9 月	2日 施設内感染(ショートステイ)収束の報告を市内各事業所関係機関へ送付 20日 新型コロナウイルス感染症対策会議開催(面会制限の緩和、ショートステイ受入基準、職員行動指針について検討) ※10月1日から面会制限等緩和を決定	1日 県、新型コロナウイルス感染対策の方針を見直す。(医療機関・保健所の負担軽減) ・新型コロナウイルス感染者の「全数把握」を見直し(岩波市においても正確な感染数把握をしない方針)。 ・オミクロン株への対応。 ・抗原検査キットの県民への、無料配布 ・陽性者判断センターの開設 ・新型コロナウイルス感染症に係る医療機関からの発生届を高齢者やコロナ治療薬の投与者等に限定 29日 県内の感染段階レベルを2-I「警戒警報」に引き下げ	※職員順次、各自にて、自主的に予約接種。

	ハッピーヒルズの対応	国・県・老岐の動向等	入居者・職員のワクチン接種等の状況
R 4 年 10 月	1日 ◇島内・島外在住の方（※共に制限事項あり） ・面会時間：①10:30～ ②11:30 ③13:30～ ④14:30～（時間10分間とする） ・面会場所、エントランスホールアクリル板越しのみ ・面会者2名まで ・ライン(ビデオ)面会は継続 ※それぞれ事前予約が必要、1入居者に対し週2回まで ・ショート利用時、新規入居者は、抗原検査を行う。 ・職員、①毎日の2回の検温 ②島外訪問、島外者との接触時等の1週間の検温及び抗原検査確認し出勤。 日の出勤停止を7日に短縮、抗原検査確認し出勤。 ・職員本人がコロナ陽性者だった場合→10	7日 県内の感染段階レベルを1「注意報」に引き下げ ※感染状況は改善傾向で推移し、県全体の病床使用率は、1週間以上レベル1の水準が継続している為。	13日 老岐市より、新型コロナウイルスワクチン接種(オミクロン株対応2価)接種対象者(入居者・従事者)の調査及びリスト提出の依頼（入居者等5回目接種） —入居者リスト作成し、10月21日対象者ご家族へ同意書発送
R 4 年 11 月	22日 運営会議にて、新型コロナウイルス感染症対策、面会制限の緩和、ショートステイ受入基準、職員行動指針について検討。 (現対応を継続)	24日 県内の感染段階レベルを2-1に引き上げ ※全国的に感染が拡大、本県も今後増加傾向で推移することが予想、病床使用率についても上昇していくことが見込まれる為。	8日 (水) 新型コロナウイルスワクチン(オミクロン株対応2価)、入居者等5回目接種実施 入居者45名、職員3名、実施。 主治医:久原医院、協力医療機関:医師会より派遣 ※職員は、順次各自にて自主的に予約接種。
R 4 年 12 月	23日 運営会議にて、新型コロナウイルス感染症対策、面会制限の緩和、ショートステイ受入基準、職員行動指針について検討。 ※家族面会、ショートステイ・新規入居者対応は現対応を継続 ※職員が罹患後の休業待期間及び濃厚接触者となった後の対応等を確認	15日 全国に習い、県の「感染段階対応の目安」を一部改定。 感染レベル、1～4までとする。「レベル2」の基準を(病床使用率30%)、「レベル3」の基準(病床使用率50%) 「レベル4」の基準(病床使用率100%～80%) レベル判断は、指標である「病床使用率」のみで機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況や社会経済活動の制限状況等を総合的に勘案する。 さらに「レベル3」以上には、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発令し、感染拡大防止や医療体制の機能維持などの対策を強化、さらに医療の機能不全等を招かないよう「医療非常事態宣言」の発令もありうる。	
R 5 年 1 月		17日 県独自の「医療ひっ迫警報」を発令 ※県下(主に長崎市、佐世保市)コロナ患者の急増に加え、医療従事者の感染も増加、コロナ病床がひっ迫し、コロナ以外の一般医療にも影響が出て来ている為。	
R 5 年 2 月		10日 県独自の「医療ひっ迫警報」を解除。 県内の感染段階レベルを1に引き下げ	
R 5 年 3 月	20日 運営会議にて、新型コロナウイルス感染症対策、面会制限の緩和、ショートステイ受入基準、職員行動指針について検討。 ※面会は現対応を継続 ※面会時(アクリル板越しのみ)は、入居者利用者のマスクは外してよい ※コロナ抗原検査は、 ①ショート利用者は、5類に移行する5月7日まで続ける。(不足分は新規購入) ②施設入居者は、診療費に含めているので新たな購入は無し。5類に移行する5月8日まで続ける。 ③職員は、4月より抗原検査なし。余剰分は施設に返却。 —毎日の2回の検温、島外訪問、島外者との接触時等の1週間の検温は、継続。	※ 国の新型コロナの5類移行(令和5年5月8日以降)及びその後の方針を受け、長崎県の基本対応を発表。	